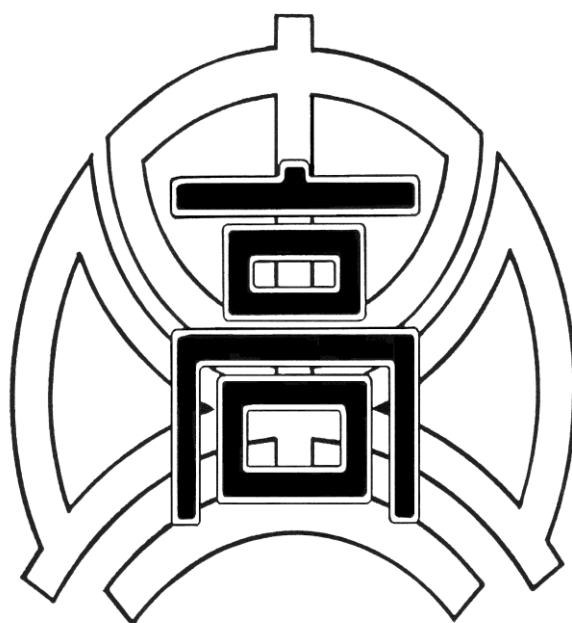


いじめ防止のための学校基本方針



静岡県立静岡中央高等学校

令和6年度（改訂）

はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することが重要です。また、学校においても、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係等をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。本校においては、生徒の実情に応じて、いじめの問題への対策を、本県の方針等を参考に、実効性のあるいじめ防止等のための基本的な方針を策定しました。

学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服していきます。

静岡県立静岡中央高等学校長

目次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な事項	1～2
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 基本的な考え方	
第2 いじめ対策委員会	3
1 名称	
2 構成	
3 役割	
第3 いじめの未然防止	3～4
1 基本的な考え方	
2 いじめ未然防止のための啓発活動と措置	
第4 いじめの早期発見・早期対応	4～5
1 基本的な考え方	
2 生徒の実態把握	
3 相談体制の整備	
第5 いじめに対する対応	5～8
1 基本的な考え方	
2 事実確認	
2 組織的な対応	
3 県教育委員会への報告	
4 支援、指導、助言、配慮	
5 関係機関との連携	
6 懲戒	
7 いじめの解消について	
第6 重大事態への対処	8～11
1 重大事態とは（定義）	
2 重大事態についての調査	
3 情報の提供	
4 報道への対応	

○重大事態対応フロー図

○重大事態ガイドラインによる例示

第1章 いじめの防止等の基本的な事項

「いじめをなくすこと」は、子ども、保護者、教職員、地域住民等、すべての人の願いです。いじめをなくすためには、学校及び地域全体で、生徒一人一人が自分を大切に思う自尊感情を高め、規範意識や互いを尊重する人権感覚を育て、健やかでたくましい心を育ていかなければなりません。学校では、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。さらに、本校の実情に応じ、いじめ防止基本方針を定め、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討していきます。

また、家庭、地域社会と協力し、連携しながら、生徒を温かく、時に厳しく見守っていきます。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめの表れとして、以下のことが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、**いじめられた生徒の立場に立つ**ことが必要です。「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する必要があります。特定の教職員にのみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

重要なのは、苦痛を見逃さないこと。

2 いじめの理解

いじめは、誰にも（どの生徒にも）、どこでも起こりうるものであり、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることがあります。

また、クラスや部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする生徒がいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から、指導及び支援していく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にもどこでも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。いじめられた生徒は心身ともに傷ついています。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切であり、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなってきます。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいきます。

(1) 早期発見

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを受け止め、すぐにいじめの有無を確認します。また、定期的なクラス担任と生徒との面談やアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど日ごろから生徒の実態を把握します。

(2) 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策委員会に報告し、情報を共有し、組織的対応につなげます。

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等で状況に応じて連携し、速やかに協力して対応します。

いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応します。

(3) 関係機関等との連携

状況によっては、関係機関と連携します。

日頃から情報共有体制をつくり、学校と警察や児童相談所、医療機関等の専門機関と連絡を密にします。

また、人権啓発センター等の相談窓口について、生徒や保護者等へ周知します。

第2章 いじめ対策組織

1 名称

いじめ対策委員会

2 構成

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 ○教頭、生徒指導主事、保健主事、年次主任、養護教諭、人権担当、教育相談室長、コーディネーター、また、必要に応じてゼミ担任や部活動顧問等、関係の深い教職員又はスクールカウンセラー（臨床心理士等）の参加を求めます。

3 役割

学校におけるいじめ防止対策、いじめの早期発見、いじめに係る情報があつた時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

(1) 取組方針の企画立案等、定期的な打合せ及び緊急会議(重大事態の発生時)

(2) 情報の収集、記録、共有（学校生活アンケート、個別面談、保健室、相談室等）

(3) いじめ事案発生時の対応（通報や相談、重大事態の発生）

※教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげます。

第3 いじめの未然防止

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組みます。

2 いじめの未然防止のための啓発活動と措置

(1) 自主的活動の場

ゼミクラス活動等を活用し、生徒が自主的にいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てます。また、生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 道徳教育等の推進（授業づくりや集団づくり）

生徒が、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、心の通じ合うコミュニケーション能力の基礎、規律ある態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくりを行います。人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

(3) 配慮を要する生徒への支援

学校として多様性に配慮し、特に配慮を必要とする生徒については日常的に、その生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

(4) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発に取り組みます。

(5) 教職員の資質向上

教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。また、いじめ防止対策に関する教職員の資質向上を図る研修を行います。

(6) 学校評価による取組の改善

学校のいじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

第4章 いじめの早期発見

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 基本的な考え方

いじめは教職員の目の届きにくい時間や場所またはSNS等で行われ、遊びやふざけあいを装って行われるなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識します。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに。教職員相互が積極的に生徒の情報交換、共有を行います。

2 いじめの早期発見のための定期的な調査及び必要な措置

(1) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を怠ることのないようにします。

（２）生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、クラス担任と生徒との面談や学校生活アンケート調査を実施し、その結果より聞き取りを行い複数の目による状況の見立てをし、生徒の実態を把握します。

（３）相談体制の整備

教育相談室と保健室が連携をとるとともにスクールカウンセラー（臨床心理士）、スクールソーシャルワーカーの協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめをうけた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ります。

第５ いじめに対する対応

第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする」

第2項「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの真実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」



「抱え込み」が許されないことの法的根拠

「義務」です！

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

2 事実確認

いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、生徒課、教育相談室、養護教諭等の関係教職員で早期に事実確認を行い、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有します。

【共有する内容】

- ①被害者、加害者、関係者（誰が誰に、関係している人物は）
- ②時間と場所（いつ、どこで）
- ③内容（具体的にどのようないじめか）
- ④背景と要因（いじめのきっかけは）

⑤期間(いつ頃から、どのくらい) 等

実態把握に必要な事項を適切に判断して得た内容を共有します。
疑いが生じた段階で、客観的で正確な記録を残しておきます。

3 組織的な対応

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ対策委員会を招集し、支援、指導、助言等について検討します。必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、医療機関等の専門機関の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。また、速やかに県教育委員会へ報告します。

4 支援、指導、助言、配慮

(1) 支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行っていきます。保護者へは迅速に事実関係を伝え、いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を厳守することを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。また、教育相談室・保健室の利用やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの外部専門家の協力を得て相談を促すなど、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図ります。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。

(2) 指導、助言

いじめたとされる生徒からも事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

いじめた生徒への指導にあたっては、当該生徒が抱える問題などのいじめの背景にも配慮しつつ、また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家にも協力を求めながら、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させるよう毅然とした指導を行います。

(3) 配慮

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間でトラブルが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な配慮をします。

5 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携だけでは十分な対応ができなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合には、警察、県教育委員会、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、児童相談所、医療機関、人権啓発センターや法務局など関係諸機

関と速やかに連携しながら対処します。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報し、適切な援助を求めます。

6 懲戒

校長及び教員は、教育上必要があると認める場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対して人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでいる。

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。

の2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

※いじめ問題に迅速に対応するために（県教育委員会「いじめの重大事態マニュアル」参考）

対応が遅れる要因例

この学校（クラス）では、
いじめは起こらないであろう

考え方の転換

早期対応ができる体制

いじめはどこでも起こりうる。
見過ごしているかも。

今のからかいは単なる
悪ふざけだろう。
いじめとは言えないだろう。

いじめかも。
注意深く生徒の様子を
確認しよう。

うちのクラス（部活動）で
いじめが発生してしまった。

学校全体で取り組むため、
「いじめ対策委員会」の
〇〇先生に相談しよう。

第6章 重大事態への対応

1 重大事態とは（定義）

(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

(法第28条第1項第1号)

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(詳細事例は11ページ)

【生命心身財産重大事態にかかわる判断】

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談し、慎重かつ丁寧に判断する必要があります。心身に重大な被害が生じたことにおける心身への被害についてはいじめを認知し対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要です。例えば、被害児童生徒がいじめの事案で退学・転校した場合は退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められます。

(2) いじめにより※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席」の目安は30日

【不登校重大事態にかかわる判断】

相当の期間とは、年間 30 日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手。欠席の相当の期間とは、年間30日が目安となるが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し情報共有を図るとともに「生命心身財産重大事態」と同様に「不登校重大事態」についても該当の疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要があります。学校又は設置者がいじめがあったと確認していなくとも、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されなかったりいじめにより重大被害が発生したわけではなかったりするという結論に至ることもあり得ます。欠席の日数が30日になった時点で重大事態であると判断し対応を始めるとなると、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧されます。このため、一定期間連続で欠席しているような場合には迅速に着手する必要があります。

(3) 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき。

○被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

○被害児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないとは断言できないことに留意します。

2 重大事態についての調査

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始します。

重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、指導・支援を受ける。

速やかにいじめ対策委員会を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

なお、生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

3 情報の提供

県教育委員会の指導・支援を受け、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供します。

また、状況に応じて、いじめを受けた生徒及び保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、全校集会や保護者会（PTA・後援会の会長への報告後）を開いて正確な情報を生徒や保護者に伝えることや県こころの緊急支援チーム（CRT）の派遣要請を行うこと等、他の生徒及び保護者の支援に努めます。

4 報道への対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

重大事態対応フロー図

(静岡県いじめの防止等のための基本的な方針 参考)

発生報告

【法第30条第1項】

- ・学校は、当該地方公共団体の教育委員会を通して、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。



調 査

【法第28条第1項】

- ・当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。



情報提供

【法第28条第2項】

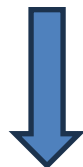
- ・学校設置者又はその設置する学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。



調査結果報告

【法第29条～第32条】【いじめの重大事態の調査に関するガイドラインP12】

- ・学校の設置者は又はその設置する学校は、調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
- ・報告の際、被害児童生徒又はその保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる。



再 調 査

【法第30条第2項】

- ・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。



再調査報告

【法第30条第3項】

- ・地方公共団体の長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドラインによる例示】（文科省）

①児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

「不登校重大事態の例示」

⑤いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合

- いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
- 一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

確認しましょう！（法に基づくいじめ対応の要点）

みそは3か月！

み	のがさない	法の定義に基づく積極的な認知で防ぐ！
そ	しきで対応	校内いじめ対策組織で防ぐ！
3か月		3か月の見守りで防ぐ！

（静岡県教育委員会学校対応確認リーフレットより）